

第23回 安来市農業委員会総会議事録

令和7年5月21日（水） 安来市伯太庁舎201会議室

1. 出席委員

1 番 岩崎 金己君	2 番 添田 俊之君	3 番 新田 徹君	4 番 横山 芳明君
5 番 永塚 知芳君	6 番 足立 仁行君	7 番 北中 宏一君	8 番 木戸 芳己君
9 番 武上 隆雄君	10 番 仲佐 久子君	11 番 北川 正幸君	12 番 新田 里恵君
13 番 塩見 秀雄君	14 番 渡邊 克実君	15 番 佐々木吉茂君	17 番 吉村 正君
18 番 齋藤 哲君	19 番 渡辺 和則君		

2. 欠席委員 なし

3. 出席者

農業委員会事務局

事務局長 光嶋 宏政君 係長 遠藤 和喜君 主幹 加藤 靖弘君

安来市農林振興課

主任 日向 直之君

4. 議事案件

日程第 1	議事録署名委員の指名
日程第 2	会期の決定
日程第 3	議第95号 農地利用最適化推進委員の解嘱について
日程第 4	議第96号 農地法第2条の規定による非農地証明願について
日程第 5	議第97号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第 6	議第98号 農地法第4条の規定による許可申請について
日程第 7	報第93号 農地法第4条の規定による届出について
日程第 8	議第99号 農用地利用集積等促進計画に対する意見照会について
日程第 9	報第94号 農地法第3条の3の規定による届出について
日程第 10	報第95号 農地法第18条第6項の規定による通知について
日程第 11	報第96号 公共事業に伴う農地一時転用の届出について
日程第 12	議第100号 令和6年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表（案）について
日程第 13	報第97号 非農地判断の実施について

5. 議事

○午後2時03分 開会

議長：齋藤 哲君

それでは、定足数に達しましたので、これより第23回安来市農業委員会の総会を開会します。

○日程第1

議長：齋藤 哲君

日程第1 議事録署名委員の指名を議題といたします。議事録署名委員は、委員会会議規則第13条により 15番 佐々木委員、17番 吉村委員 を指名いたします。

○日程第2

議長：齋藤 哲君

日程第2 会期の決定 を議題とします。お諮りいたします。今総会は本日1日としたいと思います。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」の声多数】

議長：齋藤 哲君

ご異議なしと認めます。よって会議は本日1日と決定いたしました。

○日程第3

議長：齋藤 哲君

日程第3 議第95号 農地利用最適化推進委員の解嘱について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局係長：遠藤 和喜君

議第95号について説明いたします。2ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり農業委員会等に関する法律第21条第1項により、審議を求めるものです。3ページをご覧ください。農地利用最適化推進委員が亡くなりましたので、その委嘱を解くものです。

議長：齋藤 哲君

説明が終わりました。質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

【「ありません」の声】

議長：齋藤 哲君

質疑がないようですので採決いたします。本件について解嘱に賛成される方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議長：齋藤 哲君

全員賛成ですので、本件について、解嘱することで決定されました。

○日程第4

議長：齋藤 哲君

日程第4 議第96号 農地法第2条の規定による非農地証明願について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局係長：遠藤 和喜君

議第96号についてご説明いたします。4ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり非農地証明願の提出がありましたので審議を求めるものです。5ページに案件を掲載しており、6ページに位置図を掲載していますのでご覧ください。

1番は、この土地はもともと家を取り囲むように山畑であった土地で、およそ20年前頃、申請者の元の所有者であった親族が他界したため耕作が難しくなった際、後継者の不在により耕作をあきらめ原野化し現在に至るものです。この農地については、非農地証明事務取扱基準の(3)やむを得ない事情によって長期間耕作放棄され、農地として利用するには一定水準以上の物理的条件整備が必要な土地の内、①その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合に該当

する土地であると判断しております。以上です。

議長：齋藤 哲君

説明が終わりました。地元委員から申請場所の説明を求めます。1 番の案件について 5 番 永塚委員 お願いします。

5 番：永塚 知芳君

【位置図にて場所説明】

議長：齋藤 哲君

次に、現地調査報告を 2 班 5 番 永塚委員 お願いします。

5 番：永塚 知芳君

5 番 永塚でございます。現地調査につきましてご説明させていただきます。昨日、午後 1 時半にここに集合いたしました。担当が 2 班でございます。私と添田、木戸、北川、渡邊克実、吉村各委員と局長、遠藤係長と現地に向かいました。現地では私が担当でしたので、私が説明をさせていただきました。先ほど事務局から説明がありましたけども、この申請人は実家がここでございます。ここの 10 人兄弟の 2 番目の次女という事になります。申請によりますと 2004 年頃からという事になっておりますが、約 25 年位前から非農地のような状態になったということでございます。実を言いますとこの物件は 3 年位前から私の方に相談がありました物件でございます。その当時、一部ではありますが、この申請人の妹がほんのちょっとですけど畑を作っておりましたが、もう 80 歳を超える高齢になりまして、3 年前から全くその畑もやっておりません。現地調査に行きますと、かなり広いところでございまして、合計で 7 筆あるんですけども、正面と後ろの方に回って調査をいたしました。元々、栗とか柿の木それからみかんを作っておりましたが、その木もほとんど朽ちてしまいました。現在は竹とか雑木、笹が繁茂しておりまして、農地としてはとても、重機を使って大幅にやるくらいしか出来ないの、農機具等はちょっと無理じゃないかなというふうに説明をいたしました。調査班としましては許可妥当というふうにいたしました。委員の皆さんの審議をよろしくお願いいたします。以上です。

議長：齋藤 哲君

1 番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

【「ありません」の声】

議長：齋藤 哲君

質疑がないようですので採決いたします。本件について非農地と認めることに賛成される方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議長：齋藤 哲君

全員賛成ですので、本件については非農地と認めることで決定されました。

○日程第 5

議長：齋藤 哲君

日程第 5 議第 97 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局係長：遠藤 和喜君

議第97号についてご説明いたします。7ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり農地法施行規則第10条の規定により申請書の提出がありましたので審議を求めるものです。8ページに案件を掲載していますのでご覧ください。今月の農地法第3条の許可申請は、2件で、すべて所有権移転です。案件の詳細につきましては、後ほど地元委員から報告していただきます。

1番は、受贈による所有権移転で、農地法第3条第2項各号の規定に関する要件につきまして、許可基準を満たしています。通作距離は100m以内、農機具は耕運機1台、草刈り機1台、噴霧器1台を所有しています。労働力は本人のみの1名となります。この農地の対価は、■■です。

2番は、経営拡大による所有権移転で、農地法第3条第2項各号の規定に関する要件につきまして、許可基準を満たしています。通作距離は1km、農機具は田植え機1台、コンバイン1台、トラクター1台、軽トラック1台を所有しています。労働力は本人、妻、子の3名となります。この農地の対価は、■■です。以上です。

議長：齋藤 哲君

説明が終わりました。地元委員からの説明を求めます。1番の案件について 14番 渡邊委員 お願いします。

14番：渡邊 克実君

14番 渡邊でございます。それでは1番案件についてご説明いたします。この案件は同町内での耕作不便または耕作便利ということでの所有権移転でございます。従って、周辺農地等への影響はないと考えます。委員の皆様のご審議よろしくをお願いいたします。

議長：齋藤 哲君

2番の案件について 8番 木戸委員 お願いします。

8番：木戸 芳己君

8番 木戸でございます。2番案件について説明させていただきます。譲渡人と譲受人は今まで利用権設定において耕作しておりましたが、この度、合意解約して所有権移転という運びになりました。この形態は全然変わりませんので、周辺には迷惑はかからないと思います。委員の皆さんの審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長：齋藤 哲君

説明が終わりました。質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

【「ありません」の声】

議長：齋藤 哲君

質疑がないようですので採決いたします。本件について申請を許可することに賛成される方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議長：齋藤 哲君

全員賛成ですので、本件については許可することで決定されました。

○日程第6

議長：齋藤 哲君

日程第6 議第98号 農地法第4条の規定による許可申請について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局係長：遠藤 和喜君

議第98号について説明させていただきます。9ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり農地法施行規則第30条の規定により申請書の提出がありましたので審議を求めるものです。10ページに案件の内容、11ページに申請の地図をつけておりますのでご覧ください。今月の農地法第4条の許可申請は、1件です。案件の詳細につきましては、後ほど現地調査班から報告させていただきます。

1番は、公共農業投資の対象農地であることから、農地の区分は第1種農地と判断します。転用の目的は農機具庫建設です。申請者は借地していた土地に既存の農機具庫を所有していましたが、土地の所有者から急遽返却を求められたため、代わりとなる農機具庫の建設地の場所を検討していたところです。自宅敷地には余剰がなく、自己所有地で、自宅に近く耕作地へ通いやすい場所は申請地の農地以外になく、やむなく農地転用を行うものであります。これは申請に係る農地の利用目的が農業用施設であり、農地法施行令第4条第1項第2号イに該当すると考えております。従って、農地の区分と転用目的、許可条項等については適当であると考えます。

議長：齋藤 哲君

説明が終わりました。地元委員から申請場所の説明を求めます。1番の案件について 2番 添田委員をお願いします。

2番：添田 俊之君

【位置図にて場所説明】

議長：齋藤 哲君

次に、現地調査報告を 2班 5番 永塚委員をお願いします。

5番：永塚 知芳君

5番 永塚です。4条案件について説明させていただきます。先ほど2条案件でも説明させていただきましたけども、2か所の現地調査をさせていただきました。メンバーは同じで、現地では同じ2班の添田委員から説明を受けました。転用目的とか用途の詳細につきましては、先ほど事務局から説明があった通りですが、地図を見ますと三角地になっておりますが、そこに80cmほど埋め立てをいたしまして法面を作る、土砂が流れないようにということですが、その隣も自分の畑、地目は田になっておりますが、現状は畑になりますので全く影響はないと思います。雨水につきましては神社の方に側溝を設置して下の方の側溝に流すということです。汚水については発生いたしませんので別に問題はないと思います。それから今言いましたように三角地で、その2辺の方が道路になっておりますので他のところに迷惑をかけることは全くございません。それから、元々、添田さんの説明によりますと、本人さんも元伯太町時代に農業委員をしておられた方だそうです。土地改良とか地元の了解も得ておられました。調査班としては許可妥当と考えます。皆様方のご審議をよろしくお願いいたします。

議長：齋藤 哲君

地元委員から補足がありましたら説明をお願いします。

議長：齋藤 哲君

ないようですので、1番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

【「ありません」の声】

議長：齋藤 哲君

質疑がないようですので採決いたします。本件について申請を許可することに賛成される方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議長：齋藤 哲君

全員賛成ですので、本件については許可することで決定されました。

○日程第7

議長：齋藤 哲君

日程第7 報第93号 農地法第4条の規定による届出について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局係長：遠藤 和喜君

報第93号についてご説明させていただきます。12ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり農地法施行規則第26条の規定により届出書の提出がありましたので報告するものです。13ページに案件の内容、14ページ、15ページに申請位置の地図をつけておりますのでご覧ください。今月の農地法第4条の届出は、2件です。現地につきましては、後ほど地元委員から報告していただきます。

1番は、転用の目的は、駐車場です。

2番は、転用の目的は、墓石の展示場および資材置き場です。

議長：齋藤 哲君

説明が終わりました。地元委員から申請場所の説明を求めます。1番の案件について 8番 木戸委員 お願いします。

8番：木戸 芳己君

【位置図にて場所説明】

議長：齋藤 哲君

2番の案件について 1番 岩崎委員 お願いします。

1番：岩崎 金己君

【位置図にて場所説明】

議長：齋藤 哲君

この案件については、報告事項ですので以上とします。

○日程第8

議長：齋藤 哲君

日程第8 議第99号 農用地利用集積等促進計画に対する意見照会について を議題とします。この際、農業委員会等に関する法律第31条第1項の議事参与の制限により、7番 北中委員の退席を求めます。事務局の説明を求めます。

【7番 北中委員 退席】

事務局係長：遠藤 和喜君

議第99号についてご説明いたします。16ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定により意見照会がありましたので審議を求めるものです。計画については、19ページ下段の表の「利用集積等促進計画件数、面積」の欄をご覧ください。今月は、賃借権89件、面積10万5千511㎡、使用貸借権27件、面積3万4千204㎡、利用権移転1件、面積3千31㎡、全体で117件、総面積が14万2千746㎡となっています。詳細につきましては、農林振興課から説明があります。以上です。

農林振興課主任：日向 直之君

議第99号についてご説明いたします。詳細は20ページから30ページまでです。今月の農用地利用集積等促進計画は、20ページが■■■から■■■へのしまね農業振興公社の農地売買等事業を通じた農地の所有権移転、21ページから30ページまでがしまね農業振興公社を通じた利用権設定です。これから20ページの所有権移転につきましてご説明いたします。所有権移転予定地の地番は穂日島町70番地、現在、■■■が中間管理にて利用権設定し、補助事業を使用してイチゴのハウスで栽培されておられます。■■■は新規就農者ではありますが、今後の営農の継続及び拡大の意向があるため、当該地を取得する運びとなりました。■■■から■■■への所有権移転の手続きは一度しまね農業振興公社へ売り渡され、しまね農業振興公社での手続きを経て、その後に■■■へ売り渡されます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長：齋藤 哲君

只今、説明がありました。質問や意見のある方はご発言をお願いします。

【発言なし】

議長：齋藤 哲君

意見がないようですので、本件については「意見なし」で回答することについて、賛成される方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議長：齋藤 哲君

全員賛成ですので、本件については「意見なし」で市長に回答することで決定しました。7番 北中委員の除斥を解除します。

【7番 北中委員 着席】

○日程第9

議長：齋藤 哲君

日程第9 報第94号 農地法第3条の3の規定による届出について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局係長：遠藤 和喜君

報第94号についてご説明いたします。31ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり農地法施行規則第19条の規定による届出書の提出がありましたので報告するものです。32ページから34ページに届出内容が載せていますのでご覧ください。今月の届出については、4件で、相続が4件です。以上です。

議長：齋藤 哲君

この案件については、報告事項ですので以上とします。

○日程第10

議長：齋藤 哲君

日程第10 報第95号 農地法第18条第6項の規定による通知について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局係長：遠藤 和喜君

報第95号についてご説明します。35ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり農地法第18条第6項の規定による合意解約通知書の提出がありましたので報告するものです。36ページから38ページに案件を掲載していますので、ご覧ください。今月の農地法第18条の規定による解約については、7件で、農地法による賃貸借の解約0件、農業経営基盤強化促進法による賃貸借の解約7件です。以上です。

議長：齋藤 哲君

この案件については、報告事項ですので以上とします。

○日程第11

議長：齋藤 哲君

日程第11 報第96号 公共事業に伴う農地一時転用の届出について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局係長：遠藤 和喜君

報第96号についてご説明します。39ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり農地一時転用の届出書の提出がありましたので報告するものです。40ページから42ページをご覧ください。件数は1件です。これは、島根県松江県土整備事務所が、山辺大堤の農村地域防災事業の工事用の道路や施工ヤードとして使用するためです。以上です。

議長：齋藤 哲君

この案件については、報告事項ですので以上とします。

○日程第12

議長：齋藤 哲君

日程第12 議第100号 令和6年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表（案）について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局係長：遠藤 和喜君

議第100号についてご説明します。43ページをご覧ください。このことについて、令和6年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表（案）について審議を求めるものです。44ページから54ページにかけて審議をしていただく内容を載せています。44ページをご覧ください。農業委員・推進委員から提出いただいた年間の最適化活動の実績をまとめました。50ページに農業委員さん分、51ページに推進委員さん分もまとめておりますのでご確認ください。それぞれの中段(2)成果目標の達成状況及び自己点検・評価の結果の右側の②自己の点検・評価の欄をご覧ください。こちらがご提出いただいた活動実績および成果実績の部分となりますが、内容につきましては、52ページに活動実績、53ページから54ページに成果実績の内容を記載しておりますのでご確認ください。この案件につきましては農業委員会等に関する法律第37条の規定により公表することとなっています。ここで議決されますと、5月中にホームページで公表する予定です。以上です。

議長：齋藤 哲君

説明が終わりました。それでは質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

【「ありません」の声】

議長：齋藤 哲君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり公表することに賛成される方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議長：齋藤 哲君

全員賛成ですので、本件については提出原案のとおり公表することで決定されました。

○日程第13

議長：齋藤 哲君

日程第13 報第97号 非農地判断の実施について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局係長：遠藤 和喜君

報第97号についてご説明いたします。本日お配りした議案その2の2ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり非農地判断を実施したので報告するものです。3ページから6ページに非農地判断を実施した農地の一覧を掲載していますのでご覧ください。農地利用状況調査により荒廃しているとされた農地のうち、183筆を抽出し、令和7年5月13日に農地対策委員会において確認しました。その結果、農地158筆、面積7万319㎡をこのたび、非農地と判断しました。今回、非農地と判断した農地については、当該農地の所有者、相続未登記の場合は、固定資産税の納税義務者へ「非農地判断のお知らせ」を送付します。並行して、関係機関である島根県、安来市農林振興課、税務課、土地改良区及び松江地方法務局へ一覧表及び写真などを送付します。送付は5月中を予定しています。以上です。

議長：齋藤 哲君

この案件については、報告事項ですので以上とします。

議長：齋藤 哲君

本日の議案の審議は全て終わりました。以上で、第23回安来市農業委員会 総会を閉会します。

○午後2時43分 閉会